

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会（幹事）

共催 （一社）大田労働基準協会 他

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加下さい。

1 日 時 2021年6月17日（木）10：00～16：30（開場・受付は9：30～）

2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2（裏面地図参照）

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは？
- ・管理監督者とは？
- ・賃金支払いの5原則
- ・労働契約と解雇・退職の手続き
- ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制
- ・割増賃金
- ・変形労働時間制の運用
- ・年次有給休暇制度と時季指定義務
- ・就業規則の整備と運用
- ・賃金請求権の消滅時効期間の延長
- ・労基法違反と会社の刑事責任

4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表（元労働基準監督官）

東洋大学法学部講師 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり（日本経済新聞出版社）

「同一労働同一賃金」はやわかり（日本経済新聞出版社）

5 受講料（テキスト代、消費税含む）当協会の会員は5,500円 非会員は6,600円

振込用紙に講習会名を必ずご記入下さい

・金融名 ゆうちょ銀行 ・口座番号 00120-5-456953

・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

※ネットバンキング等からの振込は下記をご指定ください・金融名 ゆうちょ銀行

店名 〇ー九（ゼロイチキュウ） ・貯金種目 当座

・口座番号 0456953 ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

6 受講申込（定員40名）

裏面申込書にご記入の上、大田労働基準協会あて Fax（03-3738-0128）によりお申込みください。

7 お問合せ先 03-3366-4737

（一社）新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号

講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

□実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日： 2021年6月17日(木))

10:00~16:30 開場・受付 9:30~

Fax. 送付先 (一社) 大田労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3738-0128

いずれか、○をお付け下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・大田協会会員・三田協会会員・品川協会会員・新宿協会会員 ・渋谷協会会員・池袋協会会員・向島協会会員・協会会員以外 		
事業所名			
所在地	〒		
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 部署・氏名			
受講者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメール アドレス		

注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。

③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

④ 受講に当たりましては、マスクをご着用ください。

⑤ 発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

会場案内図



協会 使用欄	
-----------	--